

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について

1 趣旨

令和2年12月9日の予防接種法改正により、新型コロナウイルスワクチン予防接種は同法に基づく予防接種に位置付けられ、国が具体的な検討を進め、都道府県の協力により市町村が実施することになりました。そこで、令和2年度中に「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」を実施し、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際の迅速かつ円滑なワクチン接種に繋げるものです。

2 ワクチン接種の概要

ア 接種対象者

原則として接種日に本市の住民基本台帳に記録されている者

※接種対象者 人口：149,452人（平成27年度国勢調査）

イ ワクチン

ファイザー社、アストラゼネカ社、武田/モデルナ社

ウ 接種回数 1人2回

エ 接種間隔 21日～28日（ワクチンにより異なる）

オ 接種費用 全額公費負担（自己負担なし）

カ 接種スケジュール（見込み）及び接種対象人数等

時期	対象	人数（人）	調整主体
2月下旬～	医療従事者先行接種	-	国・県
3月下旬～	医療従事者優先接種	-	
	高齢者	45,047	市
5月～	基礎疾患ありの方	10,462	
	その他の方	93,943	

3 事業内容及び予算額（案）

事業内容	予算額(案)
・ 予防接種台帳システム改修 ・ 印刷郵送の業務設計データ取込委託料 ・ 広報（チラシ等）用消耗品 等 ・ 会計年度任用職員採用等	56,000千円 〈財源〉 (国)予備費等

健康福祉部 健康増進課
電話 22-4513